

○議長（中村 敦） 質問順位 1 番、1、広域連携及び広域行政について、2、みなとまちゾーンの活性化について、3、海水浴場の管理運営について。

以上 3 件について、13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 会派は市政会の江田邦明です。議長の通告に従い、趣旨質問を行います。

今定例会では、大きく 3 点について質問をさせていただきます。

まず 1 点目、広域連携及び広域行政についてです。

平成11年から平成22年にかけて実施された平成の大合併から20年以上が経過します。この間、国内外の社会経済の情勢は大きく変化し、人口減少と高齢化の進行など、下田市を取り巻く環境はさらに厳しさを増し、下田市の人口は将来推計より約 5 年ほど早く減少が進んでいます。

令和 7 年 5 月 1 日現在、県の市町別人口推計では、下田市の人口は 1 万 8,222 人とされており、合併を選択できなかった下田市にとって、住民生活の質の維持に向けた広域連携及び広域行政などの施策が求められていると考えます。

地域に核となる都市がある市町村間の連携としては、地方圏の核となる都市と近隣市町村との間で、定住自立圏や連携中枢都市圏と言われる圏域を形成し、必要な都市機能、生活機能の確保に取り組んでいます。一方、伊豆半島南部のように地域に核となる都市がない市町村間の連携としては、関係市町村で協議組織を設け、都道府県が市町村間の調整や助言等の支援を行っています。

下田市は、下田賀茂地域 1 市 5 町の行政分野の連携や、官民・民民の連携強化に向けた政策協議の場として、平成27年に設立された賀茂地域広域連携会議に参加していますが、同会議体のこれまでの取組と今後の取組についてお聞かせください。

次に、一般的な広域行政の仕組みとしては、地方公共団体相互間の協力とされる連携協定、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行があるほか、地方公共団体の組合（特別地方公共団体とされる一部事務組合）広域連合があります。なお、下田賀茂地域においては、一部事務組合の仕組みが多く取り入れられており、近年では令和 5 年 4 月に南伊豆地域清掃施設組合の設立、令和 7 年 4 月に火葬場を共同処理事業へ追加したことに伴う西豆広域行政組合への名称変更、現在も、松崎町と西伊豆町では中学校組合の設立を検討していると聞いております。

別紙資料を確認いただき、上段表は、下田賀茂地域内の一部事務組合の状況を示し、下段表は静岡県内の他市町の一部事務組合の状況を抜粋して示しています。

それぞれ比較をすると、上段表は事務や施設ごとに複数の一部事務組合を設立し、共同処理しているのに対し、下段表は同じ構成団体で、複数の事務を一つの一部事務組合で共同処理していることが読み取れます。ここに、将来的な下田賀茂地域における広域行政の在り方に対するヒントがあると私は考えます。

現在の下田賀茂地域では、複数の一部事務組合が設立され、組合ごとに議会や管理者等の組織を設けており、効率的な運営という点で課題があると考えます。昭和49年の地方自治法の一部改正により、複合的一部事務組合の制度が新たに設けられ、相互に関連する事務を共同する市町村の一部事務組合の場合には、関係する市町村の全てに共通する事務を共同処理しない場合でも、一部事務組合を設けることができることになりました。

別紙資料2を確認いただき、上段表は、先ほど別紙資料の1の構成団体を丸で示しております。中段の表は、それぞれの共同処理する事務が構成団体を比較する上で分かりやすいように、順番を少し並べ替えております。御覧のように、下田賀茂地域内1市5町においては、下田地区消防組合における消防行政を東伊豆町が構成団体に入っているものを除き、ここに掲載した全ての協働する共同処理する事務が一致しております。

下田賀茂地域も複数の一部事務組合ではなく、広域的な枠組みで事務の共同処理を効率的に運営する必要があると考えます。この複合的、一部事務組合の有効性についてどう考えるかお聞かせください。

次に、大きく2点目、みなとまちゾーンの活性化についてです。

平成29年に静岡県下田市、関係機関団体の参画による下田市みなとまちゾーン活性化協議会が設立され、令和4年3月に下田市みなとまちゾーン活性化基本計画が策定されました。また、みなとまちゾーン一帯は、令和4年1月に国土交通省から、みなとオアシス下田の指定を受けています。

同計画の短期計画期間が終わり、将来像に掲げる世界屈指の魅力ある海と歴史を感じる港町下田や、みなとオアシス制度の目的である地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する港を核としたまちづくりの推進に対する取組について、PDCAサイクルを実施する時期ではないかと考えます。

同計画は、みなとまちゾーン一帯を旧町を中心とする歴史、港町エリアと、まどが浜海遊公園を中心とするマリnparkエリアの二つに区分しています。そのうち、次のマリnpark

クエリア内の四つの場における取組の状況と今後のロードマップについて、それぞれ質問します。

まず、道の駅周辺では、最大規模の被害想定を見据えた災害対策の観点で、旧下田富士屋ホテルへの対応について。令和2年7月に1回目の崩落、令和5年1月に火災、令和6年8月に2回目の崩落と、現在建物全体が非常に危険な状態にありますので、その対応状況と今後の方針についてお聞かせください。

次に、まどが浜海遊公園では、令和7年3月に静岡県が下田港内への係留施設（ボートパーク計画）を同公園に隣接する整備構想を示しました。下田市みなとまちゾーン活性化基本計画との整合性の観点で、同公園に新たに求められる機能や施設、管理運営体制の検討等についてお聞かせください。

次に、臨海部では親水性向上や景観維持の観点で流木等の漂着物の撤去や散策路（松陰の小径、ハリスの小径）の美化への取組についてお聞かせください。

次に、旧下田ドック跡地周辺では、災害対策や事業への支障、景観維持の観点で、下田市議会も令和6年9月議会で、稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求める意見書の提出を議決していますが、下田港内港の放置船への対応についてお聞かせください。

次に、大きく3点目、海水浴場の管理運営についてです。

令和2年7月、松木市長初当選後すぐに迎えたコロナ禍の夏から5年が経過し、この間に各海水浴場で抱える様々な課題は、多くの人の努力により徐々に改善されてきています。しかしながら、改善中の課題も山積しており、今後さらなる時代の変化に対応して、下田市が海水浴場及び夏季以外の海岸と関わっていくに当たり、次の点について質問します。

これまで令和2年9月、中村議員の一般質問、及び令和5年6月議会、岡崎議員の一般質問等で、松木市長が下田市海水浴場対策審議会で協議するや、期間は短いがチャレンジしたいと発言している下田市海水浴場に関する条例の改正について、これまでの協議内容とその状況、条例改正実施の有無並びに条例開始実施時期についてお聞きします。

次に、私は常々条例改正の実施、または条例改正を見送る判断に併せて、海水浴場を公の施設とするかについて質問してきました。静岡県は令和5年度に増補をしたと思われる市町行財政ガイドブック（増補第3版）で、海の家等の建物がない海水浴場は公の施設に該当するか。また、本市以外の住民が使用することの多い施設についてはどうかの問いに対し、公の施設の要件について回答していますが、その回答内容を踏まえ、海水浴場を公の施設とするか、下田市の見解についてお聞きします。

また、同条例を一般的な管理と無許可営業対策に分けて検証した場合、一般的な管理について定める第11条管理と委託について、委託方法と公共的団体の解釈に若干の疑念を私は持ちます。夏季事業における委託先や委託内容の現状と、公共的団体の解釈についてお聞きします。

下田市夏期海岸対策協議会への補助金は、令和元年の約1,400万円から令和6年の約4,600万円へ、コロナ禍を経て約3,200万円増額されています。その内容と、要因は委託料がライフセーバーの夏期海岸対策協議会本部契約になったこと、及び最低賃金法に基づくライフセーバーの単価の見直し、また特殊警備の追加による増額と認識します。また、地区助成金が支部への補助率の引上げによる増額、海水浴場整備等の工事請負費の増額、光熱水費等の需用費の増額が要因という考えで相違はないかお聞きします。また、下田市夏期海岸対策協議会への補助金の額を縮減するため、海水浴場開設期間の短縮や、開設場所の縮小、ライフセーバーの配置を減らすといった考えについてお聞きします。

最後に、令和6年度に策定された下田市サーフシティ構想では、基本目標として海浜周辺等の施設整備や環境保全、通年活用を掲げています。それに関連して、今後、海水浴場の運営方法や夏季以外の海岸管理を見直し、改善していく考えについてお聞きします。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは、議員御質問の2番、みなとまちゾーンの活性化についてという中で、建物の崩壊状態にある旧下田富士屋ホテルへの対応、これについて御答弁申し上げます。

この旧下田富士屋ホテルへの対応につきましては、現在、崩壊した建物の木材が隣接する家屋の屋根にかかって一部破損しております。相当危険な状態にありまして、さらに今後リスクが高まる恐れがあることから、下田市が緊急代執行として、瓦礫の撤去等の安全対策を実施するべく、現在必要な法的手続を可及的速やかに進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 私からは、広域連携と広域行政と、あと海水浴場管理運営の中のサーフシティ構想について答弁いたします。

まず、賀茂地域広域連携の会議のこれまでと今後の取組についてでございますが、賀茂地

域広域連携会議のこれまでの取組といたしまして、消費者センターについては、平成28年度に県が6市町と共同で設置運営し、専門知識を持った相談員が相談に対応することにより、地域住民の安心・安全に大きく貢献していることから、今後も継続することとなっております。

次に、地域包括ケアシステムの関連につきましては、平成29年度に設置の賀茂地域健康寿命延伸等協議会において、糖尿病等重症化予防共同実施などのプロジェクトを進めており、今後も地域健康課題の対策に取り組んでいくこととしております。

次に、地籍調査につきましては、平成29年度から共同実施を開始し、第4次地震被害想定津波浸水想定区域を中心に、令和11年度までの賀茂地籍共同実施・実行計画に基づき、計画的に進捗を図っております。

次に、水道事業については、平成31年度から令和5年度の5年間で、水道事業会計システムの共同発注によるクラウド化を1市4町で実施し、引き続き令和6年度からも5年間、クラウド化を実施し、参加事業の業務運用の洗い出しや課題を明確化するとともに、さらなるメリットを模索し、よりよい業務運用が実現できるよう検討を重ねていくこととしております。

次に、税の徴収事務については、平成28年度に設置した6市町で構成する賀茂地方税債権整理回収協議会、こちらは事務局が下田市となっております、その運営を継続し、担当職員の研修や併任職員による併任先市町での差押え等の滞納整理を実施し、収納率の向上を図っております。

なお、この協議会の設置期間は令和7年度までとなっていることから、令和8年度以降の活動等については、今後、構成委員の間で検討することとしております。

最後に、教育委員会については、平成29年度に賀茂地域教育振興センターを設置しており、指導主事及び幼児教育アドバイザーによる学校及び幼児教育施設への訪問指導や研修の開催など教育の質の向上に努め、また、大学との協定、賀茂キャンパスの活用により、大学のフィールドワークの誘致や児童生徒との交流を実施し、加えて地域の魅力に触れる学習の機会として、中学生を対象としたD r e a m授業・賀茂版を継続していくこととしております。

次に、複合的な一部事務組合についてでございますが、議員御指摘のとおり、事務処理の共同化等、効率的な運営に寄与するものと考えております。

その一方で、国や県による政策枠組みの提示や法制度整備を踏まえて、再度、各市町の将来ビジョンや政策についての認識の共有が不可欠であり、また、設立手続を踏まえ、事務局

の体制についても様々な課題等例を挙げますと、多種多様な知識、知見を持った職員の人選や配置人数等などがあると考えております。

次に、海水浴場の運営管理についてのサーフシティ構想の関連について御答弁いたします。

令和6年度にサーフシティ構想を取りまとめ、本年度は、この構想を推進するための組織として、サーフシティ構想推進委員会を設置し、6月10日に第1回の委員会を開催したところでございます。

今後、サーフィンにとどまらず、幅広い視野で展開を考えてまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私からは、みなとまちゾーンの活性化に関連する静岡県のボートパーク整備計画とみなとまちゾーン活性化計画との整合性と、下田港内港の放置船への対応についてお答え申し上げます。

ボートパーク整備計画につきましては、下田港及び稲生沢川の放置艇対策について検討する、第2回賀茂地域水域利用推進調整会議下田部会が令和7年2月の27日に開催され、各関係機関で協議した結果、まどが浜海遊公園の海側前面を第1候補地として、ボートパークを整備することが決定しております。

今後は、調整会議で選定したまどが浜海遊公園前で、県がボートパークの整備を進めてまいります。ボートパークへの放置艇の係留につきましては、市は県に協力し、放置艇の解消を目指してまいります。

ボートパークの整備に当たり、放置艇対策としての係留施設だけでは地域活性化につながらないことから、県は、民間活力の導入を視野に、にぎわいに資する機能を検討していくと聞いております。市としましても、県と連携を図りながら、みなとまちゾーン活性化計画の見直しを含め、まどが浜海遊公園の周辺地域が魅力的でにぎわいにあふれた場となるよう取り組んでまいります。

下田港内港の放置船につきましては、県からは、現状の係留船舶の把握のため、船舶所有者に物揚場の使用届の提出を求めるとともに、継続して放置船の撤去に向けた指導を行うなど、一層の強化を図っていくと聞いております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私からは、2番のみなとまちゾーンの活性化についての流木

等の漂着物の撤去についてお答えをいたします。

臨海部の流木等の漂着物の撤去につきましては、国・県・市・地元住民・漁業関係者で柿崎区漂着物対策検討会を設立し、漂着場所や漂着量に応じて、安全で効率的な処理を進める取組を共同で行っております。

今後も、みなとまちにきた高揚感や親水性を感じていただけるよう、景観の維持に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私からは、みなとまちゾーンの活性化についての御質問のうち、散策路、松陰の小径やハリスの小径について、また海水浴場の管理運営についての御質問のうちから、下田市海水浴場に関する条例の改正、公の施設の判断、委託方法と公共的団体の解釈、補助金増額の要因等、下田市サーフシティ構想に関連して今後の運営方法等につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目でございます。みなとまちゾーンの活性化につきまして、散策路、松陰の小径、ハリスの小径の美化への取組につきまして、ハリスの小径の維持管理につきましては、観光交流課が所管、松陰の小径につきましては、静岡県との維持管理に関する協定に基づきまして、軽微な維持修繕、清掃等は下田市が行うこととなっております。

美化への取組としましては、年1回草刈り業務をシルバー人材センターに委託しているほか、地元のボランティア団体等におきまして、草刈り等の美化活動を実施していただいている状況でございます。なお、地元のボランティア活動に際しましては、原材料を必要に応じて支給をしております。

また、ハリスの小径、松陰の小径ともに、下田市にとって貴重な歴史的資源であり、かつ観光資源でもございますので、景観の維持管理に努めてまいります。

続きまして、海水浴場の管理運営についての御質問のうちから1点目、下田市海水浴場に関する条例の改正について、協議内容とその状況などについての御質問についてお答えさせていただきます。

条例改正に関するこれまでの協議といたしましては、審議会に諮る段階には至っておりませんが、関係機関及び地域住民と協議を重ね、方向性を検討してまいりました。

検察庁とは罰則規定に係る部分の改正について、また下田警察署とは現条例の解釈及び違反行為の立件要件について協議を行っております。

地元住民との協議につきましては、令和２年度には白浜大浜問題協議会、令和３年度には白浜の市民グループとの意見交換を実施し、その中で白浜大浜海水浴場における条例違反業者に関する問題も含めて協議してまいったところでございます。

一方で、関係機関や地域の皆様との協働によりパトロールの強化、防犯カメラの設置、特殊警備の導入、また夏期対原田支部における浜地内でのマリン用品レンタルの実施、許可事業者の周知徹底等、実効的な対策を進めてまいりました。

さらに令和３年度からは、下田市観光都市形成プロジェクト委員会を設置し、海水浴場に関する課題解消に向け施策を推進するとともに、令和５年度からは、下田市夏期海岸対策協議会暴力団等排除部会を設置し、事業所に対して暴排チェックを実施しております。このような取組に対して、下田警察署からも効果的であるとの評価を得ております。このような取組が、年々マナーの向上によるファミリー層の増加、条例違反行為の抑制等に効果が上がっていると関係各所、地元からの声で実感しているところでございます。

海水浴場の管理運営方法の変化や海岸の通年利用等の要因により、条例改正も選択肢の一つとしてはございますが、今後も多面的な取組により浜地の健全化を目指してまいります。

海水浴場の管理運営についての２点目です。静岡県各市町行財政ガイドブックでの回答を踏まえて、下田市の判断についてという御質問でございます。

海水浴場が公の施設か否かにつきましては、これまでも議会等で議論がされてきたところでございます。

公の施設の五つの要件のうち、普通地方公共団体が設ける施設であること、当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設であることにつきましては、静岡県各市町行財政ガイドブックに、構造物がないこと及び自市町以外の利用客が多いと考えられる施設であっても公の施設として位置づけることが可能と示されておりますが、海水浴場の設置目的が下田市としましては、住民の福祉を増進する目的の施設としていないことから、公の施設の要件を満たしていないと考えているところでございます。

海水浴場の管理運営についての３点目です。委託内容の現状と公共的団体の解釈についてでございます。

昭和43年から下田市夏期海岸対策協議会という組織が設立され、平成４年に下田市海水浴場に関する条例が制定、以降引き続き、管理委託の条文に基づきまして、下田市夏期海岸対策協議会及び各支部が各海水浴場の管理運営をしております。

内容といたしましては、水難事故の未然防止や海水浴場の管理運営に必要な対策として監

視業務やまた清掃業務、放送設備やブイ等の設置を行っているところでございます。

公共的団体につきましては、自治法上の法令用語でございまして、広く公共的活動を行うことを目的に設立された団体の総称でございます。法人格の有無にかかわらず、およそ公共的活動を行うことを目的に設立された団体全てを含むため、自治会等の行政区も含まれるものでございます。

また、原田支部を担うSOMAにつきましても、公共的団体に当たるか顧問弁護士に相談しておりまして、団体定款の目的において、海岸の有効活用、海岸での社会貢献を目的としており、公共的団体に該当するとの回答をいただいているところでございます。

海水浴場の管理運営についての4点目です。下田市夏期海岸対策協議会への補助金の増額要因ですね。またその内訳、さらにその今後補助金を縮減する考えがあるかといった御質問についてでございますが、下田市夏期海岸対策協議会補助金の増額要因、また内訳に関しましては、議員の御意見のとおり相違ございません。

海水浴場開設期間や規模、監視員の設置につきまして、各地元支部と協議して設定しているものでございます。今後も引き続き海水浴の現状を注視しまして、各支部と協力しながら進めてまいり所存でございます。

ライフセーバーの配置につきましても、海水浴場の安全安心と経済性等を総合的に勘案しながら、適正配置に努めてまいります。

海水浴場の管理運営についての5点目でございます。今後、海水浴場の運営方法や夏期以外の海岸管理を見直し、改善していく考えがあるかという御質問につきましては、下田市サーフシティ構想におきまして、トイレやシャワー等の整備、駐車場の運用方法等に関する御意見が出されております。海という重要な観光資源を生かすため、現在策定作業中でございます第3次下田市観光まちづくり推進計画の策定過程におきまして、その他関連事業との調整を図りつつ、取組を検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） それでは大きく3点質問させていただいておりますが、1点ずつ、一問一答方式で再質問させていただきたいと思っております。

大きく1点目の広域連携及び広域行政について、なぜこのような質問をさせていただいたかといいますと、これまで賀茂地域広域連携会議については、タイミングごとに議会のほうにも資料の提供や当局からの報告等もいただいていたので、直近どのような取組をされている

かということで質問させていただいたところでございます。

また、今後の方針の中で一自治体に一つというフルスペックが成り立たなくなってく中、教育委員会の共同設置であったり、今、西伊豆や松崎で検討されてる組合立学校、また監査委員事務局の共同設置、また圏域というか市町村をまたぐ、市町をまたぐ上下水の効率化という観点、ここら辺を共同で処理していくような検討をされているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（土屋 敦） 先ほどの監査委員の監査事務の共同化につきまして、ちょっと今までの流れというところで考えをちょっと言いたいと思いますけれども、賀茂地域広域連携会議の専門部会として監査事務の共同化の部会が立ち上がりました。その結果ですね、課題を整理した結果、共同化は一応困難という結論に達したところです。

その理由は、同時期に同じ事務、要するに1市5町の決算審査をまとめなければならないということとか、各町における事務局体制、そして規模、議会对応、町場のほうが監査委員事務局と議会事務局が兼務ということになっておりますので、その調整が必要ではないかというところでございます。

しかしながら、平成28年度に県は、監査事務についての繁忙期以外のところでの共有化やメリットを考えていくことが必要だという見解から、情報交換する場として、専門部会ではなく各市町の監査委員事務局長で組織します賀茂地域監査事務連絡協議会というのを立ち上げまして、監査事務のその市町の様式の共有化、そしてマニュアルの共有化等について検討するなど情報共有を図ってまいりました。

ただ、現時点では一定の結論が出たというところで、それより先には進んでいない現状でございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） では、上水道と下水道の広域化につきましてお答えさせていただきます。

平成28年から賀茂地域広域連携会議の専門部会ということで、水道のほうの協議が始まりました。28年度におきましては、水質検査の共同発注ですとか、経営戦略水道ビジョンの共通仕様書、経営及び施設の連携プランの検討等がされましたが、この中で経営戦略、平成28年度経営戦略と水道ビジョンの共通仕様書の作成が協議され、それぞれ1市5町で、これを

基に経営戦略水道ビジョンの策定をしたところです。

平成29年度には、物品の共同購入ですとか、先ほどありました財務会計システムの協議がありまして、財務会計システムを本来なら1市5町でやりたかったんですが、一つの町がどうしてもシステムを変えれないということで、1市4町で平成31年4月1日より財務会計システムの運用を開始したところでございます。

それと、下水道につきましては賀茂というよりは静岡県東部だったと思うんです。すみません、あれなんですけども、もっと大きな範囲での一応広域化の検討はなされてはいるんですが、なかなか進んでない状況です。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 教育委員会の共同設置については、まだ具体的な議論がされてないところとちょっと私は認識しております。先ほど私が答弁申し上げた事項について、教育等々の強化に努めているところでございます。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 賀茂地域教育振興センターについてのことでございますけれども、先ほどもありましたとおり、平成29年度に設置をされています。このもとといいますのが、各町のほうに教育委員会ありますけれども、指導主事が設置されていないということで、下田市は1名設置されていますが、これについては賀茂地区が研修、それから教育行政について、県のほうと、それからもちろん文部科学省のほうと連携を取れるようにということで、共同設置ということで指導主事を5町のほうで設置してもらっています。

これが過疎地域、そういった地域において先進的な取組であるということで、これは文部科学省のほうからも、昨年、一昨年ほど前から視察に来ておりまして、今後このことについては、賀茂地域の教育にとっては非常に大きな取組であるということで継続していく方向で、こちらからも要望をしています。

それから幼児教育アドバイザーにつきましても、これも賀茂地区から1名アドバイザーおりますけれども、これも幼小の連携ということで、ここ数年力を県のほうでも入れていることでして、県のほうからも、この賀茂地域の取組については先進的なものということで、他の市町への影響も大きいものであるというふうに捉えております。

今の2点につきましては、今後も継続して実施されていくというふうに私のほうは捉えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。ここで休憩してよろしいでしょうか。

11時10分まで休憩します。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 細かな答弁いただきましてありがとうございます。賀茂という枠組みから少し、もう少し範囲を広げて質問させていただきます。

同じく令和7年5月1日現在、下田・賀茂で推計人口が5万3,407人です。その伊豆半島北部のほう、北部のほう目を向けますと伊豆市が2万5,000、伊豆の国が4万4,000、伊東市が6万1,000ということで、さきに一般質問をさせていただいた伊豆半島広域防災協議会であったり、美しい伊豆創造センター、こちらは伊豆半島内の7市6町で連携されていると聞いておりますが、このもう少し広い枠組みで何か下田市が参画して、圏域的に広域的に何か住民福祉の向上のために取り組んでいる内容、また今後の方針等があれば、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 今、江田議員が申し上げたように、7市6町会議という会議でそれと含めて美伊豆、そういった中で7市6町の首長が連携して様々なことをやっています。最近におきましては、2035年の南海トラフが来るぞと、その前後に来るかもしれないという中で、それまでに道路網をどうしようかというのを伊豆全体で道路交通部会等立ち上げて協議しているところでございます。

具体的な下田市が、この7市6町とどこかと連携するという、そのいわゆる一部事務組合的なものの予定はございませんが、様々な消防だとか、ごみ処理においてですけども、県の指定、計画によって、将来はちょっと大きな範囲で広域化するというようなプランはございますが、今現状その下田市だけがちょっとどこに取り入れるという具体的はないと認識しております。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） やはり現状5万3,000人、下田賀茂というところで2040年には半分ということで2万5,000、3万を切る数値ということで、やはりもう少し広い範囲での広域行政が必要かなと考えます。それに当たっては、まずこの下田賀茂の1市5町が同じ方向を見る必要があると考えております。

複合的一部事務組合のメリット・デメリットというものを答弁いただきましたが、現在の一部事務組合が、広域で個別事業をどういうふう to 実施したら良いかという観点かと私は思います。しかしながら、広域で全ての事業、市長がよく使われる言葉ですと、全体最適にするためにはどうしたらいいかっていう考えでいきますと、やはりここに挙げさせていただきました別紙2のほうですね。ゴミ処理、し尿処理、火葬、消防、病院診療、介護老人保健施設というのは、施設ごとではなくて、下田賀茂1市5町で取り組むべきと私は考えております。

例えば南伊豆地域清掃施設組合のほうに関しては、ごみ処理という共同処理事務でございますが、当局の考えとしては一部し尿処理の脱水汚泥を燃やすといった、非常に関連してくる事業が関わってくると思います。そういった中で、将来的には南伊豆町さんも再びごみ処理事業については、この下田市を含めた1市5町の枠組みに入っていただきたいと思いますし、そのような取組、考えの下、今後の広域行政を進めていくべきと考えますが、その点は市長のほうどのようなお考えをお持ちかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 広域連携で、小規模自治体が効率的に行政事務を行うということについては、論を俟たないというか、当然それは適当な考え方であろうと思います。

そのごみ処理につきましては、現在のところ1市3町の枠組みです。まだ、具体的な書類が出てないので、私たちは今、直ちにこうするってことは言えなくて、まあそう言いながら、一方で、どうあるべきかっていうことは模索しているわけなんですけれども。

1市3町を足して4万弱なんですね、現在1市3町、あのごみの。これが、ざっくり言うと半分下田市、3町足して下田市と同じぐらいなんです。平均6,000人ぐらいですからね。5,000、6,000、7,000なんです、人口が。そこ、僅か三つ足して人口の少ないと言われてる下田と同じであるというところですので、スケールメリットということを考えますと、本来は南伊豆町さんが抜けてしまいますと、私の計算ですと成り立たなくなるというふうに思っています。

今、これこういうことを計算を一生懸命してるわけなんですけれども、もともとコストが50

億も上がったことについて、これは大変だということで、そのまま作業を続けて、事務をそのまま続けて契約をしてしまったら、とんでもないことになるというふうに考えて、どこまで下げれるかっていうのをやってきたわけですね。あわせて、今いろんなところで言われてますけれども、種々の課題についても、構成市町の首長間で議論をして、全て整理されてきたんです。

こういうふうなことを考えますと、将来的には当然もっと人口減るので、広域連携の枠組みを拡大しないとスケールメリットも出てこないのも、もっと大きくなるべきですけども、現在はそれへの中間地点として、1市3町という枠組みを考えたわけです。その船みんなで漕いで一生懸命川を渡ろうとした途中でございますので、これからどういうふうにしてこの船を修正するのか。もと来た岸に全員で1回戻るのか。そこから南伊豆町さんだけが何らかの形で船か何か泳いでいくのか分かんないんですけど戻るのか。そうしたコストは誰がどう負担するのか、様々な課題があります。

これらも解かなきゃいけないんですけども、先ほど申したように、まだ口頭での話しかないということですので、今後そこをしっかりと詰めていく。1市3町の枠組みは相変わらずあるわけですので、その中で詰めていくというふうに考えております。ちょっと今のは現況の話を混ぜながらなんですけど、遠い将来としては当然のことながら、もっと広域の範囲、領域を広げる。そのためには、実は道路交通網の整備が非常に重要であろうというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 広域連携、広域行政について、今市長おっしゃられたとおり、まず、この下田・賀茂がまとまらないと、その先の広域的な考えも難しいと思います。ぜひとも今現在一部事務組合においては全て松木市長が管理者になられてると思います。メディカルセンター等も様々な課題を抱えている中だと思いますが、松木市長のリーダーシップをもって、再び南伊豆町さんがごみ処理事業も共同処理できるような広域的な考え方に戻ってきていただけるような取組をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、大きく2点目のみなとまちゾーンの活性化についてでございます。

旧下田富士屋ホテルへの対応については、市長自ら御答弁をいただいておりますが、まず、こちらの建物が特定空家法に基づいて現在どのような状況であって、どのような手続が進められているかというところをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、旧下田富士屋ホテルについてお答え申し上げます。

旧下田富士屋ホテルの対応につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき特定空家に指定し、令和6年の10月3日に助言指導を送付し、令和7年5月7日に勧告を行ったところでございます。現状、所有者からの反応がないことから、先日先般の6月の雨等により、隣接家屋が大変危険な状態となっていることから、現在緊急代執行の実施に向けて手続を進めているところです。

実施に当たりまして顧問弁護士に相談したところ、所有者が存在していることから、事前通知等は相手方に送ったほうがいいとのアドバイスをいただいたことから、現在外部の専門家から構成されている下田市空き家等対策協議会で、引き続き内部の組織である下田市空き家等対策検討委員会での承諾を得た上で、緊急代執行の通知を送るための手続を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 実施時期の御答弁がなかったので、現在検討中ということを認識したいと思います。

続きまして、みなとまちゾーンの関係で、まどが浜海遊公園とボートパーク計画という部分でお尋ね、再質問させていただきたいと思います。

こちらについては、昨年度策定された緑の基本計画、一昨年度ですかね。そちらの計画の中で、令和27年度における下田市公園面積にまどが浜海遊公園の面積を加算したケースというものが想定されていると思います。この点について、将来的に管理を、管理というか権限委譲というか、所有権の移転を含めまして、県から市に移るのかどうか、その点についてどういった根拠でこのような数値が計画にのせられたかというところをお尋ねしたいと思います。

また、臨海部における漂着ごみ、また散策路の関係になります。

漂着ごみについては、こちらは海岸漂着物対策協議会ということで、私の認識では年2回協議会開催し、それぞれ定められた役割に基づいて取り組んでいくということで、その協議会の開催がなかなかできてないんじゃないかなという認識がございしますが、今後この協議会を実効性のあるものにしていくために、どのような方策、方針があるかお尋ねしたい

と思います。

また、散策路については、年に1回というところで地元のボランティア団体も剪定等やらせていただいているところですが、市のほうの予算措置というか、どのような予算措置があるのかというところで御質問させていただきます。

質問の理由としましては、みなとまちゾーン活性化基本計画のロードマップにおきましても、散策路の定期的な維持管理であったり、海岸漂着物の撤去については、複数主体ということで取組が提示されておりますので、まず市としての予算措置の額についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうから、緑の基本計画に載せたまどが浜海遊公園の管理についてお答え申し上げます。

過去、以前まどが浜海遊公園につきましては、県の港湾といいますか、県の施設でございますけれども、市での管理等移管についてお話があったという経過はございますが、現状それについてお話をしている状況ではありません。ですが、以前にそういった話があった観点から緑の基本計画に載せて、その可能性も含めて協議していたところで掲載しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 緑の基本計画のつていうのは、岡崎議員の質問の中でも答えたので省きますが、緑全体を含めるということで、市が管理する公園だけではなく、緑の・・・で、まどが浜海遊公園については公共空地になるんですかね、そういったものも含めて面積に入れていますので、必ずしも市が管理しているものだけが計上しているものではございません。

以上です。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私からは、柿崎の漂着ごみの関係で、どのような方策方針があるかということでございます。

こちらにつきましては、御存じかと思いますが、静岡県が管理している区域になりまして、静岡県を中心として地域住民の皆様や漁業関係者の皆様、あと市も当然入りまして、漂着物対策検討会というのを立ち上げて運営要領というものも設けております。

また、漂着した場所が漁業活動の行われる場なのか、そうでないのかということにもよ

って処理フローも決められております。ごみ処理についても、具体的に申し上げますと、2トンドンプで対応ができるようであれば下田市が対応すると、それ以上になれば静岡県が対応するということが決められておりますので、こちらに基づいて今後も引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 観光交流課としましては、散策路、松陰の小径、ハリスの小径等の清掃の草刈り等の関係でございます。

予算につきましては、ちょっとはつきりした数字、今手元にございませんで後ほどお伝えいたしますが、基本的には先ほど御答弁させていただいた年1回の草刈り用の予算を取っているところでございます。そのほか修繕箇所ですとか、必要に応じて、他の観光施設等の修繕費等と併せまして、その中で対応しているところでございます。また、地元のボランティアと併せまして、観光交流課の職員、担当職員のほうが大雨の後ですとか、台風の後、また状況に応じて日々現場でチェックを行い、必要な対応を心がけておるところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。黒船来航の地であり、下田のメインの場所と私は考えておりますので、このみなとまちゾーン活性化基本計画に基づき、県もボートパーク計画がやっと動き出すような兆しとなっておりまして、整備だけでなく、今あるものを維持していくという観点、また環境という観点で、ぜひ一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

また、このみなとまちゾーン活性化基本計画の最後の終わりに、次のステップに向けてというところで記載がございます。官民が連携するプラットフォームをつくり、様々な取組の実施と多様な視点からの協議を重ね、さらなる魅力の増進を図っていく。やはりこれには地元との協議であったり、協働作業が必要になってくるのではないかと考えます。

これまでの下田市のまちづくりの中でも、蓮台寺温泉周辺のまちづくりであったり、現在行っております（仮称）下田北インターチェンジ周辺のまちづくりにおいては、様々な地元の主体、地元の方であったり主体となる方との協議がされているかと思いますが、このみなとまちゾーン活性化に当たって活性化協議会の名簿のほうを確認させていただいたところ、地元団体、区長さんと地元の有識者っていうような方のこの協議会への参加はないと認識し

ておりますが、このみなとまちゾーン活性化基本計画に基づいて事業を実施していくに当たりまして、地元区との協議であったり、他地区で活用されておりました観光エリア景観計画の策定、こういった点については現在柿崎地区周辺においてお考えをお持ちかどうかお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは柿崎地区の観光地エリア景観計画についてお答え申し上げます。

柿崎地区では、令和4年3月に観光客が訪れる観光地などを重点的に景観形成を図るべきエリアにおいて、地域住民とともに目指すべき姿や、それに向けた具体的な施策を示す観光地エリア景観計画の策定のため、柿崎地区の玉泉寺周辺地区の地域景観ミーティングというのを開催しております。そちらのほうは第1回目開催されて、現在開催されていない状況です。

先ほど議員から言われたみなとまちゾーンとか、まどが浜海遊公園の周辺等のことが現状の計画では含まれておりませんが、議員御提案のその目的とか整合性とか、当時玉泉寺エリア周辺に絞っていた関係もありますので、こちらに県や関係各課が絡むこととなりますので、また地元柿崎区さんとの協議も必要になりますが、まどが浜周辺も含めて、柿崎地区の在り方については江田議員さんも含めて、また改めて相談させていただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） みなとまちゾーン協議会については、協議会の下にまた作業部会等々設けれる確か規約、規定があったと思いますので、必要に応じてそういった地元の方の意見を聞く機会を設けることは、場合によっては必要と考えておりますし、令和4年度につくった基本計画が今年度見直しする予定でございますので、そういった皆さんの情報共有、意見収集等についてどのようにしていくかも、今後、県の皆様、県や市と関係機関と共に話していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。それでは大きく3点目、海水浴場の管理運営についてということで、こちらこれまで私も直接的に関わったものでしたので、一般質問

は初めてになるかと思います。

まず、条例改正については、課長からの答弁でございましたが、こちらはかねがね松木市長からのチャレンジしたいというような発言でございましたが、ここの状況の変化という部分を再度市長のほうに、条例改正を今現在は選択肢の一つであるが実施しないという点で、今後実施する可能性があるのか、今の条例の中で対応を進めていくのか、再度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 警察と相当密に協議をしております、実効性という面で何が最も効果的なのかということで、現在なるべくスピーディーに現地のほうで効果が出る形で対応しているところです。とは言いながらも、やはり法的な根拠というのは重要なことであろうというふうに考えておりますので、これについても粘り強く粛々と警察当局と協議を続けていく、そのような構えでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。実効性という点で、ここは主に無許可営業者対策という観点の実効性ということで認識させていただきました。

もう一つ、この条例は、一般的な管理についてもうたわれたものでございます。課長のほうからは、県の市町行財政ガイドブック（増補第3版）での要件の部分でこれが該当しないというところで、その要件が住民の福祉を増進する目的で設置されたものではないという御答弁でございました。

下田市は、過去から世界一の海づくりプロジェクトということで、住民一人一人が海の価値を感じるというプロジェクトを推進されているかと思います。また、昨今では、サーフシティ構想ということで、サーフィンを中心にしたまちづくり、ここのまちづくりの主体は住民ではないのかと私は考えます。

また、中学校、小学校でも臨海学校などはございませんですが、近年ではサーフィン部の創設であったり、総合学習の中で海を感じる学習がある、行われているのではないかと思います。そういった海の活用を、住民福祉の向上に当たらないという考え方が私は違うんではないかと思います。

この答弁が公の施設としたいくないからという観点での答弁になっているのではないかなと考えますが、その点総合的に見て、公の施設と考えるか、住民福祉の向上に寄与しているも

のではないかと、海が。どのようにお考えかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 海水浴場を公の施設に該当するか否かの御判断につきまして、先ほど御答弁させていただいたことにつきましては、要は夏期の1か月半程度の海水浴場を開設するに当たりまして、その海水浴場の開設の目的がそもそも住民の福祉にという形で開設をしておらず、海水浴場を適正に管理。またそういった安全・安心、健全かつ安全に整備、また公衆の衛生及び公衆の危険防止、また秩序保持、そういったことを目的に海水浴場を開設しているという観点から、住民の福祉のために開設しているものではないという御答弁をさせていただいたところでございます。

ただ、今、江田議員がおっしゃったような世界一の海づくりプロジェクトやサーフシティ構想、そういった下田市として通年の活動を通じて海岸を活用していく、そういった取組に関しましては、当然市の方針として行っていることでございます。ですので、そういった取組を、例えば下田市の10ある海水浴場は10ございます。海岸としても様々な、それ以上の海岸がある中で、その海岸を活用してその形態、また現状等配慮しつつ、そういった海岸を適切にどのように使っていくか、また魅力を発信していくか、そういったところを、今後世界一の海づくりプロジェクト、またサーフシティ構想、そうした関連の計画等の中で、またさらに第3次下田市観光まちづくり推進計画、そういったものを検討していく中で、通年を通じて海岸を活用していく。そういったことがしっかりと固まってまいれば、そういった公の施設といった位置づけをする可能性も出てくるのかなというふうには考えてございます。

また、通年利用に当たっては、地域が一体となって海岸管理に参画する枠組みですとか、また日常的な海岸管理、利用促進に向けた民間活力の導入、またそれを海岸を起点として市街地や周辺地域を巻き込んだ収益事業の可能性、そういったものを併せて検討していく可能性、ことが必要なんだろうなというふうには考えておりますので、そういったことについて検討を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 不規則発言はやめてください。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 恐らくこの公の施設かどうかというのは、私が議員になる前から、議会が議員側の見解と当局側の見解の相違があったものかと思われます。しかしながら、この県が示した市町行財政ガイドブックの中で、今までは建物がないから公の施設ではないと、

当局の答弁があったと思われますが、建物がなくても、公の施設ですよ。これは道路であったり、河川も公の施設であるように、設置目的ではなくて、住民の方が利用に供するものであれば、私は公の施設になるのではないかなと思います。

過去には公の営造物、人工公物と自然公物の双方の議論の中で、公の施設ではないというような答弁もございましたが、今回にあっては住民の福祉を増進する目的ではないというような当局の見解でございました。少し残念なところではありますが、そうであれば、今度は条例の改正の必要性は公の施設でなくても出てくるのではないかなと考えます。

まず、その質問の前に、条例の第11条管理の委託ということで、市長は海水浴場の管理の一部を公共的団体に委託することができるという条文がございますが、現在この海水浴場の管理については、下田市が中心となる夏期対策協議会の本部と支部が主に関わってくるとと思いますが、この本部と支部の関係であったり、本部は何を委託しているのか、支部は何を委託しているのか。または条例で委託できないものは何か。そういった点ちょっと細かい点について御質問させていただき、次の条例改正の必要性について解いていきたいと思います。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 管理の部分で、市と夏期海岸対策協議会の内容ですね。そちらと、また夏期对本部と支部との関係性というところでございます。

先ほど海水浴場に関する条例の第11条で管理の委託というところの項目がございます。夏期対への委託の内容につきましては、一部を委託することができるというふうな形になっておりまして、水難事故の未然防止や海水浴場の管理運営に必要な対策として、監視業務ですとか清掃業務、また放送設備やブイの設置といったところが夏期海岸対策協議会への委託をしている部分でございます。

また、下田市としましては事業の実施に当たりまして、予算措置ですとか、開設期間等の告示、また海岸の占用手続や条例に基づく営業行為の許可、また関係法令の手続に関する周知・指導や、関係行政団体との連絡調整、保安部ですとか警察、そういったところとの連絡調整といったところは市の責務であるかなというふうには考えておるところでございます。

実際に、清掃業務や監視業務、そういったところのことににつきましては、監視業務につきましては、先般夏期海岸対策協議会本部で一括で契約をするという形に切り替えてあったところでございますが、そのほか清掃業務、また海岸、海水浴場の管理に関しまして、放送設備やそういったブイの設置、そういったところの委託につきましては、各支部が対応をいただいているところでございます。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 夏期対の総会や支部長会、過去に私も出席させていただいたことがございまして、条例自体の立てつけをやはりそろそろ見直す時期ではないのかなと思います。

この委託することができる委託内容については、条例であつたり施行規則、また他の規定で明確にされてるかどうかであつたり、どこまでが支部の責任で、支部の負担金という考え方も過去に夏期事業において利益が出る各支部が負担してた考えから、直接的にサービスの提供を受ける遊泳客への負担の考えに見直す時期なのではないかなと考えます。

現状の支部事業費に対する補助率という考え方も見直しが必要になっていくという考えの中で、一般的な管理という観点で、この条例改正の必要性が私はあるかと考えますが、市長を含めた課長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 御指摘のとおり、海水浴場のその管理の部分で、かなりその昨今の海水浴客の減少、また各いろんな様々な経費の高騰、そういったところで各支部当然本部もそうなんですが、夏期対の各支部の負担する部分、人件費等の負担する部分もかなり大きなものとなっております。

そういったところで、今後持続性のある海水浴場の運営に向けましては、当然運営方法ですとか、各支部の負担の方法、そういったところと併せて、先ほどちょっと御答弁させていただきましたが、期間ですとか規模、そういったところも併せてやはり今後考えていく必要があるのかなというふうには感じておるところでございます。

なので、そういったところを夏期対の、夏期海岸対策協議会の総会、また支部長会、現場の声を拾い上げていく中で、やはり議員御指摘のとおりしっかりと検討していく必要があるなというふうには感じておるところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） また、すみません。条例の細かい部分になってしまいますが、公共的団体に委託することができるということで、今後、様々な住民サービスというものが行政だけではできない世の中という観点でも、この11条の要綱も改善していく必要があるのかなと考えます。私は考えます。

また、公共的団体については、公共的活動を営むべき団体であるということと、地方公共

団体の長が指揮監督できる、そういった団体であるというところもございますので、今後夏期対の支部が白浜大浜海水浴場以外にも、地元区でなくなった場合、そういった観点でしっかりそういった管理、受託している団体さんを市が指揮監督しているということを明確にして、市民に様々な不安を抱かないような取組を当局としてもお願いしたいと思います。

再度、公の施設という観点で、例えばベ이스テージ下田、開国下田みなと道の駅ですか。そちら公の施設になっているのではないかなと思いますが、こちらについても住民福祉の増進をする目的の設置なのかどうか。再度すみません、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 道の駅開国下田みなとにつきましては、公の施設として管理条例を設置しまして、指定管理制度を導入しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 設置条例の目的の中に、すみません、住民福祉の増進を寄与する目的というものがうたわれているか、自分で今回再質問の中で調べ切れてなかったもので、答弁は不要と申し上げさせていただきますが、やはり一定の期間、県から占有申請し許可を受け、利用のサービスを提供している場所の設定、期間の設定というところで、どうしてもこの公の施設の考え方について、これまでの議員同様、腑に落ちないところがございますが、再度自分としても再度勉強し直し、この点については解いていきたいと思います。

最後に、サーフシティ構想ができて、今後海水浴場等の管理の在り方が変わっていくかという点で再質問させていただきます。

施設整備の中で課長から御答弁いただいたとおり、駐車場の営業時間やトイレ・シャワーの整備というものが具体的に明記されております。この点については、今年度の推進委員会の中で展開されるようでございますが、展望的な期限というものですかね。駐車場については来年度、トイレ・シャワーについては、まずはどの海水浴場から何年度を目途に、そういった具体的な点がサーフシティ構想策定の時点で協議というか、一定の目安が出ておりましたら御答弁いただけないかと思います。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 現段階で施設整備をいついつするまでというような明確な目標とかは出ておりません。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 施設整備については確認させていただきました。

次に、通年活用。この通年活用というものが、通年管理までに踏み込むのか。また、環境保全といった部分にはどういう形で踏み込んでいくのか。通年管理の場合ですと、県からの一般公共海岸等の権限移譲であったり、これまで7月、8月の2か月間の占用だったものを、通年占用という形で県にお願いするのか。そういった占用許可等をする事で、先ほど申し上げさせていただいたとおり、官民連携の可能性というものが出てくるのではないかと思います。その点について今後どのように変わっていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、県のほうにも何度か足を運ばさせていただきましたが、やはり県のほうは一般公共海岸については、旧法の海岸法の観点が多く、防護というところでなかなか環境であったり、利用というところまでの概念が、県のほうは少ないのではないかなと感じているところでございます。

先ほどみなとまちゾーンの関係で、柿崎の海岸については、国・県・市、また地元がそれぞれの役割を共有し既に取り組んでいるというお話がございました。やはり砂浜が接している面が北東側ということで白浜大浜であったり、白浜中央海水浴場は、夏以外にも多くのごみが漂着しております。夏期については市等の対応で、こういったごみが適正に撤去されておりますが、それ以外の時期については、まだまだ環境利用という観点では行政、これは県・市を含めた行政の対応が、まだまだではないかなと考えるところでございます。

こういった観点で、柿崎海岸のようにこちらは港湾課が窓口となりますが、白浜大浜海岸であったり、白浜中央海岸、その他県が管理している海岸に対して、市と地元が連携して、県の維持管理課との中で海岸漂着物対策検討会、そういったものの設置について検討できないかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 基本的な考え方といたしまして、海岸漂着物処理推進法、略称ですけれどもそういう法律がございます。こちらにおいて、海岸管理者等はその必要な措置を講じなければならないという規定が17条に記載がございます。

こちらは何を言ってるかということ、処理の責任の話なんですけれども、その中で市町村につきましては、海岸漂着物等の処理に関し必要に応じ協力しなければならないというところが規定がございますので、基本的な考え方とすると、まず大原則は海岸管理者の義務というふうに考えております。

海岸の中でも、例えば市の産業振興課が、こういったところが管理をしている区域につきましては、大雨なんかの後ですとちょっと協力をして、処理費が多少かかりそうになりますと、うちのほうで補助金をもらいながら、ちょっと委託をして処理をしてもらっているという協力関係は市の内部ではしております。県とのその柿崎と同じような感じの協力関係、こちらにつきましては、今のところ具体的な話はございません。

まず基本的な考え方とすると、まずは海岸管理者の責務ではないかというふうに考えておるところで、市町村はそれに協力をするという立てつけになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 海岸漂着物については、やはり役割というもの、協力というものが明確になってないと、それぞれの様々な主体が動きづらい状況にあるのではないかなとも考えております。昨今住民の方からの要望もいただいておりますので、ぜひこの東側を向いております、まず白浜中央、白浜大浜海岸については、県・地元との一度協議をしていただき、それぞれの役割を確認していただきたいと思いますし、私も協力させていただきたいと思います。

最後、少し権限委譲と通年占用について質問させていただきました。それによりまして、官民連携の可能性が増すのではないかという趣旨からの質問になりますが、その点について御答弁いただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 江田議員、ちょっと質問の意図が分かりづらかったので、もう一度お願いしていいですか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 海水浴場の管理というよりかは、海岸の管理という観点ですね。サーフシティ構想の中で、通年活用という言葉がございます。通年活用するには、そこにあるものを使うだけではなくて、当然環境保全であったり、管理っていう観点も必要になってくると思います。

そういった観点から、現在夏の期間のみ占用している一般公共海岸等の権限移譲であったり、県に対して、通年占用許可申請を出す、そういった考えがあるかどうか。私はそうすることによって官民連携によります通年の浜地・海岸の管理ができるのではないかと考えている。そういった趣旨から質問をさせていただいたところでございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） ちょっと整理しますと、海・山は自然公物ですから、誰が泳いで、冬に泳いで、どこまで泳いでも構わないわけですね。なんなら四角い箱みたいのを浮かべて、それに乗って漕いで沖へ出ていってもそれも構わない、自由なわけです。

だけでも、海水浴場として観光客の方々に楽しんでいただこうというふうに考えると、一定の安全対策を取らざるを得ないので、そこは市が占用させてもらって、その上で支部と一緒にになって、しっかりとした安全確保を図っていると、こういうことです。

一方で、サーフシティ構想に見るように、その海岸環境の利活用について、現在行政への期待が非常に高まっています。そのうまく活用してまちづくりにもつなげようというのが、私どものサーフシティ構想にうたっていることでございます。

その場合、その管理強度を上げる必要があるかどうかということは、これはすごく難しい問題だろうというふうに考えております。管理強度を上げれば当然コストにつながるわけで、それが例えば海岸と関係ない人たちの税金も私たちはそこに投入するべきなのかといったことを考えなきゃいけない。これちょっと難しい問題だと思っています。

例えば京都みたいな観光地が宿泊税を導入して、その観光にきた方々から財源をいただいて、それに供するっていうそういったことがあります。ポイ捨てごみとかいっぱいあるから、そういったものの行政コストって結構あるんですよっていう御説明がよくあります。

通年型にすれば、それなりの様々な行政需要が発生する可能性があります。これを行政需要と捉えるのか、それとも地域の需要と捉えて、官民一体となって役割分担をどうするのかということについて検討するプラットフォームとして、この前設置されたのがサーフシティ構想のその策定委員会ではなくて、今度は推進の委員会ですね、まちづくり推進委員会になります。この委員会で議論をし、市民の皆様にも、しかるべきときに説明をいたしまして、御意見を頂戴した上で、この通年型の観光というものを、どうあるべきかということについて考え、そして具体的な施策を1つずつ打っていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） これをもって、13番 江田邦明議員の一般質問を終わります。